

高齢者虐待防止に関する指針

1. 施設における虐待の防止に関する基本的考え方

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

2. 高齢者虐待防止法

【高齢者虐待防止法の定義①】

① 高齢者

- ・65 歳以上の者
- ・40 歳上で要介護施設等を利用する障害者

② 高齢者の擁護者

- ・高齢者を現に養護するものであって養護施設介護従事者等以外の者をいう。

【高齢者虐待防止法の定義②】

① 養介護施設従事者等

「老人福祉法」及び「介護保険法」に規定する養介護施設または養介護事業者に従事している者をいう。

区分	介護施設	養介護事業
老人福祉法による規程	老人福祉施設	老人居宅生活支援事業所
	有料老人ホーム	
介護保険法による規程	介護老人福祉施設	居宅介護サービス事業
	介護老人保健施設	地域密着型サービス事業
	介護療養型医療施設	居宅介護支援事業所
	地域密着型介護老人福祉施設	介護予防サービス事業
	地域包括支援センター	

【高齢者虐待防止法の定義③】

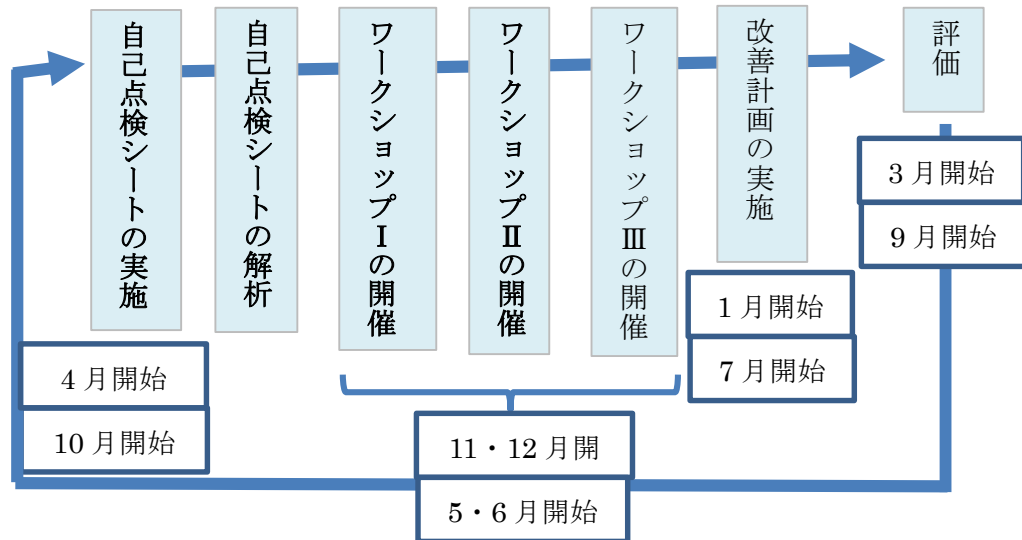
高齢者虐待を「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5種類に分けて定義しています。

虐待の内容	具体例
身体的虐待	たたく、つねる、殴る、やけどを負わせる、ベッドに縛りつける、手足をしぼる、薬を過剰に飲ませる。
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	水分・食事を十分に与えず、脱水状態や栄養失調の状態にする、劣悪な住環境で生活させる
性的虐待	わいせつな行為を強要する、排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
経済的虐待	日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない、本人の年金や財産を無断で使用したり処分する

3. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項について

- ① 当事業所では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組成します。なお、本委員会の運営責任者は当事業所の管理者とし、管理者、マネージャー、生活相談員、計画作成担当者、介護主任、居宅介護支援事業所管理者を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）」とします。
- ② 身体拘束適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。加えて当事業所に併設して展開する事業又は、法人内別事業やコンプライアンス委員会と連携して虐待防止検討委員会を開催する場合があります。
- ③ 虐待防止検討委員会は、2 か月に 1 度（奇数月の月初）開催します。虐待事案が発生した際には随時、臨時の虐待防止検討委員会を開催する
- ④ 虐待防止検討委員会の議題は、次のような内容について協議するものとします。
 - ・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
 - ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
 - ・事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
 - ・年に 2 回自己点検シートを職員に実施し、委員会の中で集計・解析を行い、各チームに集計・解析結果を伝える。
 - ① チームごとにワークショップⅠ、Ⅱ、Ⅲを開催し、ワークショップの進捗状況については委員会で報告を行う。
 - ② 各位チームは、ワークショップのⅢで取り組み計画を作成した後に、チーム委全体で計画について共有を行う。
 - ③ 改善計画実施期間は 1 か月半～2 か月とし、チームごとに評価を行う。
 - ④ 半期の取り組み後は、再度自己点検シートを行い、半期の評価と自己点検シートを事に改善計画を実施していく。
 - （ワークショップⅠ）：解析結果をもとに優先順位を 1 ～ 2 個選び、原因を検討していく。
 - （ワークショップⅡ）：ワークショップⅠで検討した原因に対して、なぜそうなったのか検討していく。
 - （ワークショップⅢ）：ワークショップⅡで検討した内容に対して、可決するための打ち手を検討し、改善計画を作成する。

【自己点検シートの流れ】



4. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- ① 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。
- ② 具体的には、次のプログラムにより実施します。
 - ・ 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ・ 高齢者権利養護事業/成年後見制度の理解
 - ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ・ 発生した場合の改善策
- ③ 実施は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- ④ 職員の新規採用時には、虐待の防止のための研修を、虐待防止検討委員会の運営責任者又は担当者が実施します。
- ⑤ 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。
- ⑥ 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- ⑦ また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ① 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- ② 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、

他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。また、職員が担当者、城跡者への報告が出来ない場合は、内部通報を行う為、コンプライアンス規程第19条に従い、内部通報制度の義務付けの周知徹底を行い、相談行為に対して不利益を課さないことを保証していく。

- ③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- ④ 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- ⑤ 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- ⑥ 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

6. 利用者ご家族へ成年後見制度の利用支援に関する事項

- ① 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。
- ② 成年後見制度とは、判断能力が不十分な人(本人)を法律的に保護し、支えるための制度です。病気や事故等によって判断能力が不十分になられた人(認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など)が、医療や介護に関する契約を結んだり、預金の払戻や解約、遺産分割の協議、不動産の売買などをする事になっても、ひとりではそのような難しいことはできませんし、また、本人にとって不利益な結果を招くおそれもあります。そのため、本人を保護して支える人が必要になってきます。このように、判断能力が十分でない人のために、家庭裁判所が援助者を選び、この援助者が本人のために活動するのが成年後見制度です。成年後見申立ての手引を参照。広島家庭裁判所(2019.04)

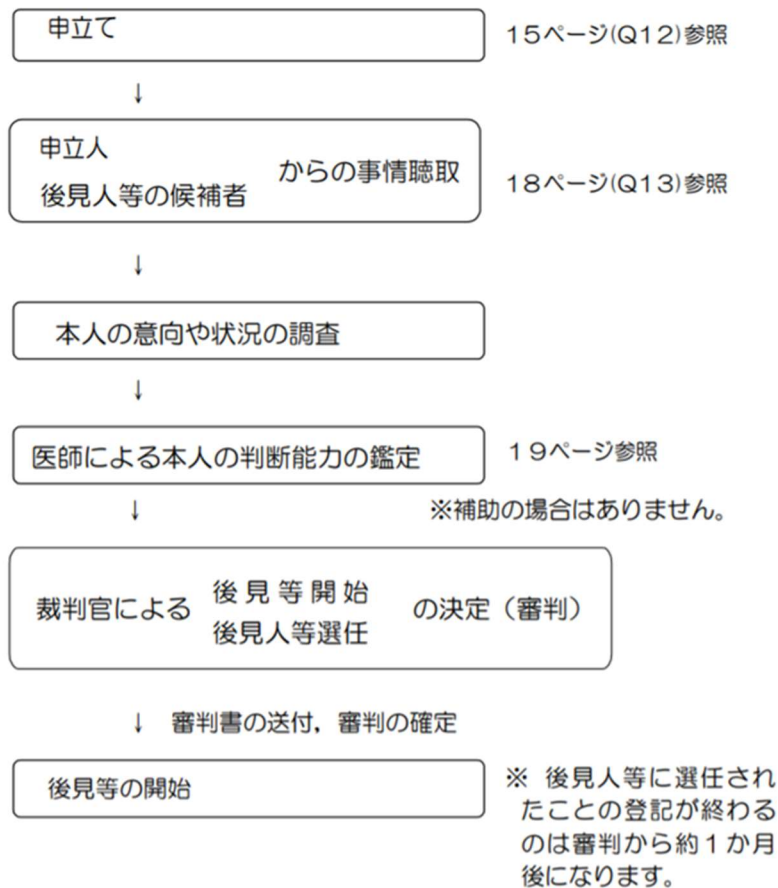
【相談窓】

①広島家庭裁判所

所在地 広島県広島市中区上八丁堀 1-6

電話番号 082-228-0494

③ 申し立てから後見等までの流れ



7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- ② 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。（内部通報に関する規程の第23条（通報者等の秘密及び個人情報等の保護））
- ③ 対応の流れは、上述の「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
- ④ 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。
- ⑤ その他、苦情マニュアルに従い対応していきます。

8. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- ① 入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設HPにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

【施設内掲示場所】

施設1階入り口付近と各フロアの掲示板



【当施設ホームページ】

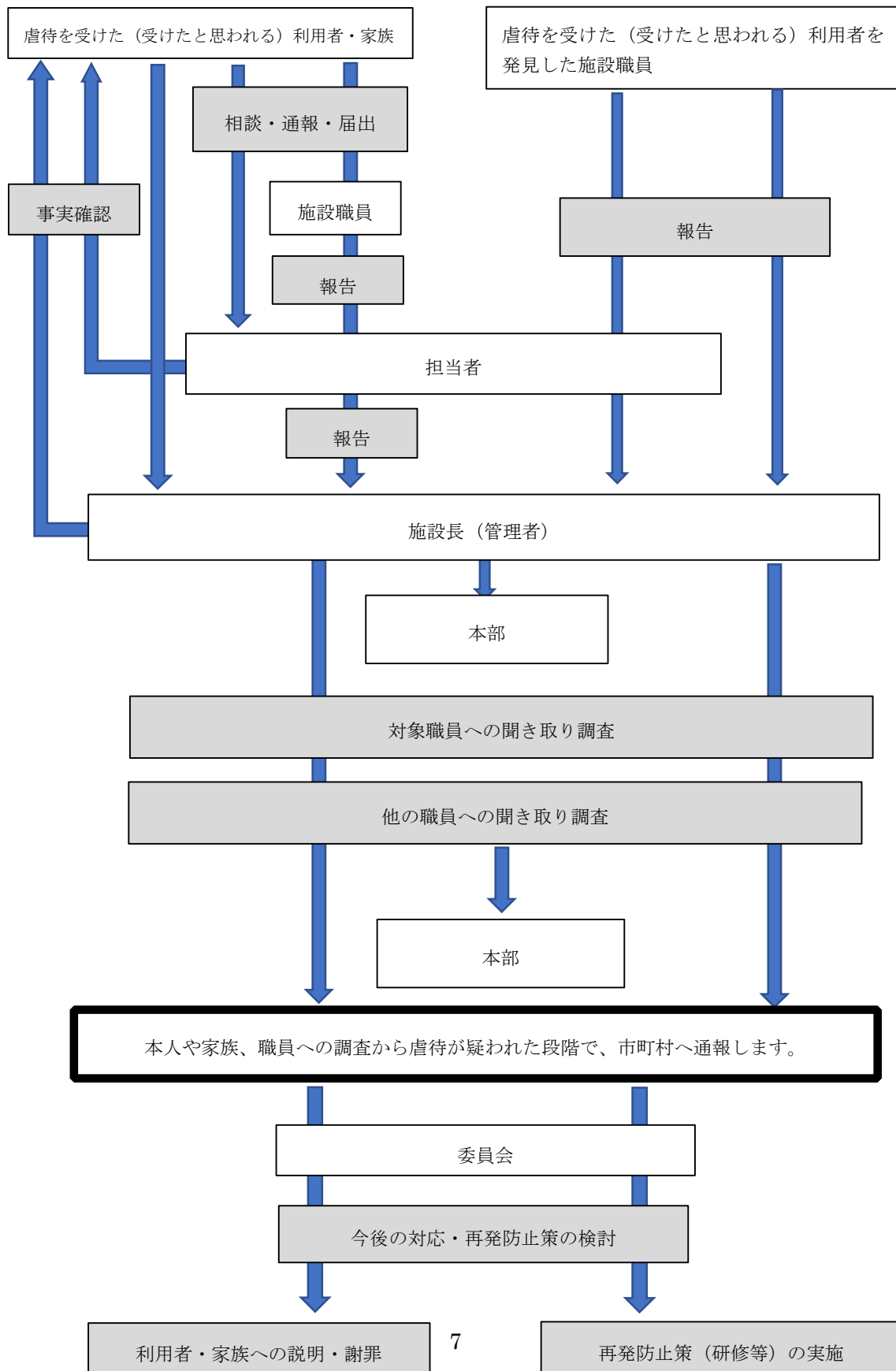
- ① 特別養護老人ホームくちた園 : <https://kuchitaen.com/>
- ② 特別養護老人ホーム春日野園 : <https://www.saka-group.jp/kasuganoen/>
- ③ 介護付有料老人ホーム緑井ガーデンハウス : <http://www.midorii.jp/>
- ④ 小規模多機能センター緑井・グループホームガーデンの家
<http://midorii.gardennoie.jp/>
- ⑤ 小規模多機能センター落合・グループホームガーデンの家落合
<http://ochiai.gardennoie.jp/index.html>
- ⑥ 看護小規模多機能センター川内・グループホームガーデンの家川内・訪問
看護ステーション川内
<http://kawauchi.gardennoie.jp/>

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- ① 3.に定める研修会のほか、利用者の権利・利益を護る適切なケアを提供するために、各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される研修等には積極的に参加し、法令遵守・倫理道德観を高め、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。
- ② この運用方針に定めのない事項は、「高齢者虐待防止マニュアル」の定めるところによる。
- ③ この運用方針を改定するときは、虐待防止検討委員会から起案し、コンプライアンス委員会第一部会の承認を得るものとする。各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

10. 虐待のサインに気づいたら

・高齢者や養護者等に虐待が疑われるサインがみられる場合には、できる限り高齢者本人がSOSを出せるように支援していくことが重要です。積極的に相談を受けて問題を理解するように努めるとともに、自分一人で抱え込まず、まずは自分が所属する機関の上司などに相談しましょう。



高齢者虐待防止のための気づきチェックリスト			
高齢者の様子	サイン	チェック	具体的な状況（程度、いつから等）
態度や表情	おびえた表情や、体を委縮させている		
	急に不安がったり、急な態度の変化がある		
	家族のいる場合、いない場合で態度が異なる		
	無気力な表情、無表情や投げやりな態度である		
	かきむしり、噛み付き、ゆすり、自傷行為などがみられる （疾患によるものを除く）		
	人目を避けたがるようになる		
	不自然な空腹を訴えたり、他の所ではガツガツ食べる		
身体状況	身体的にアザや傷がある		
	・説明のつかない転倒や小さな傷が頻繁にみられる		
	・大腿の内側や上腕部の内側、背中等の痛みやミミズ腫れがある		
	・回復状態が様々な段階の傷・アザ・骨折がある		
	・臀部や手のひら、背中等に火傷の跡がある		
	・生殖器等の傷、出血、かゆみの訴えがある		
	衣服の・身体の清潔さが保たれていない		
	・身体の異臭、汚れのひどい髪、のび放題の爪		
	・汚れたままの服や濡れた下着のまま		
	やせが目立ったり、急な体重の減少、拒食や過食による不自然な体重の増減がある		
	不眠や不規則な睡眠（悪夢、眠る事への恐怖、過度の睡眠等）の訴えがある		
話の内容	「怖い」「痛い」「怒られる」「家にいたくない」「殴られる」といった発言がある		
	話す内容が変化し、辻褄が合わない		
	何を求めても説明しようとせず、隠そうとする		
	「お金を渡されていない」「お金を取られた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言があったり、通帳がない		
	自分を否定的に話す		
	「ホームに入りたい」「死にたい」発言あり		
	新たなサービスは拒否するなど援助を受けたがらない		
行動の自由	自由に外出したり家族以外と話すことができない		

自己点検シート（スタッフ用）			
1	高齢者虐待には身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、放置・放任がある	はい	いいえ
2	虐待は違法行為であり、許されないことである	はい	いいえ
3	虐待を発見した時には通報義務がある	はい	いいえ
4	虐待の通報先を知っている	はい	いいえ
5	安全のために行う身体拘束は虐待にあたらない	はい	いいえ
6	向精神薬などで強く精神作用を抑えることは身体的虐待にあたる	はい	いいえ
7	利用者に必要なケアを行わないのは、放任であり虐待である	はい	いいえ
8	言葉の暴力は心理的虐待である	はい	いいえ
9	陰部を不必要に露出させたり、卑猥なことを言うのは性的虐待である	はい	いいえ
10	利用者の金銭が適正に使われていないのは経済的虐待にあたる	はい	いいえ
11	介護に関する知識や技術、経験が未熟だと虐待につながりやすい	はい	いいえ
12	虐待防止についての施設としての取組みがある	はい	いいえ
13	ケアの質の向上に向けた施設としての取組みがある	はい	いいえ
14	施設内外の研修に参加している	はい	いいえ
15	職員の働きやすさに関する改善に向けた施設としての取組みがある	はい	いいえ
16	自分や他職員の介護の仕方に疑問を感じることがある	はい	いいえ
17	自分が働く施設では虐待はないと思う	はい	いいえ
18	虐待まではいかないが、不適切なケアがあると思う	はい	いいえ
19	感じた疑問を同僚や上司と話し合える状況である	はい	いいえ
20	不適切な対応だとわかっているにもかかわらず、せざるを得ない状況がある	はい	いいえ
21	利用者の行動を強制的に制止しなければならない場合がある	はい	いいえ
22	ナースコールが頻繁な場合にナースコールを抜いたり止めたりすることがある	はい	いいえ
23	トイレで対応できると思われる利用者におむつ対応をすることがある	はい	いいえ
24	他の職員が見ていない状況だと、利用者への対応がぞんざいになることがある	はい	いいえ
25	粉薬をご飯に混ぜることがある	はい	いいえ
26	女性利用者の入浴や排泄介助を男性職員が行うことがある	はい	いいえ
27	子どもに対してするような対応や言葉かけがある	はい	いいえ
28	声かけをせずにズボンを下げたりシャワーをかけたりすることがある	はい	いいえ
29	性的な冗談や身体について話題にすることがある	はい	いいえ
30	他者に見える状態で排泄や入浴の介助をすることがある	はい	いいえ

自己点検シート（マネージャー以上用）			
1	五つの虐待の種類を知っている	はい	いいえ
2	崇高な理念をもつと施設虐待はおこらない	はい	いいえ
3	虐待は違法行為であり、許されないことである	はい	いいえ
4	虐待は基本的人権の侵害である	はい	いいえ
5	施設職員及び管理者は虐待被害者を発見したときには通報義務がある	はい	いいえ
6	虐待の通報先を知っている	はい	いいえ
7	虐待の事実を確認しなくても、強く疑われる場合は通報するべきである	はい	いいえ
8	虐待が確認された場合、管理者としてとるべき方策を知っている	はい	いいえ
9	安全のために行う場合の身体拘束は虐待にあたらない	はい	いいえ
10	職員の教育がしっかりしていれば虐待は起こらない	はい	いいえ
11	自分が管理する施設では高齢者虐待が起こるはずがない	はい	いいえ
12	虐待防止についての施設としての取組みがある	はい	いいえ
13	部下に対するパワーハラスメントは存在しないと考えている	はい	いいえ
14	不適切な対応だとわかっているにもかかわらず、せざるを得ない場合がある	はい	いいえ
15	利用者の金銭が適正に使われていないのは経済的虐待にあたる	はい	いいえ
16	虐待防止に係る研修に参加したことがある	はい	いいえ
17	介護に関する技術や経験が未熟だと利用者への虐待につながりやすい	はい	いいえ
18	夜勤帯の業務の内容を具体的に知っている	はい	いいえ
19	ストレスや疲労の蓄積は、虐待につながる可能性がある	はい	いいえ
20	職員の労働条件と施設内虐待は関係がない	はい	いいえ
21	利用者、家族からの苦情を解決するための体制が整備されている	はい	いいえ
22	職員同士のコミュニケーションはとれている	はい	いいえ
23	ケアについて感じた疑問を同僚や上司と話し合える職場環境である	はい	いいえ
24	忙しい時間帯ほど、管理者として現場の状況を把握している	はい	いいえ
25	虐待までには至らないが、不適切なケアがあると思う	はい	いいえ
26	本人の食事を待たずに食事膳を下げることは、忙しいときは仕方がない	はい	いいえ
27	めやにがたまっている、爪が伸びている、髭が伸びているなどケアの質が保たれないのは仕方がない	はい	いいえ
28	高齢者が職員を呼んでいるのにすぐに行けないことが何度もあった	はい	いいえ
29	粉薬を飲まない高齢者にはご飯にまぜて飲ませるべきだ	はい	いいえ
30	仕事の効率上、おむつ交換を時間で行うのはやむを得ない	はい	いいえ